

精華清水中等部 規約・要項

『精華清水中等部』は、様々な理由により現在学校に通えていない、あるいは休みがちな中学生・進路を模索中の若者達の為の「学びの場」です。ここでは、一人ひとりの生徒が自分らしく・充実した日々を過ごせるよう共に歩んでいきます。それが『精華清水中等部』です。

この運営母体は、株式会社 みんなの学校（精華学園高等学校 清水校含む）となります。

< 精華清水中等部 規約 >

第一条<名称> この団体は精華清水中等部という。

第二条<目的> この団体は、不登校・ひきこもりの本人・家族に対して、相談・訪問・居場所づくりなどの事業を行い、子供達の成長を第一に考え、青少年の健全育成に寄与する事を目的とする。

<スローガン> ①挨拶をしよう②敬語を使おう③時間を守ろう④「有難う」を言おう
⑤みんなで助け合おう⑥前向きになろう

第三条<対象> 中学1年生～中学3年生、その他
不登校及び不登校傾向の児童・生徒及び特別支援教育を必要とする
軽度発達障害の児童・生徒。
高校生は精華学園高等学校 清水校への入学が可能。

第四条<入学> 入学は随時実施しております。
「入学願書」「写真2枚」「入学申込書」を提出し、
代表が承認した者とする。

第五条<退学> 退学を希望する者は、退学する1か月前までに代表にその意思を伝える。

第六条<除名> 次の事項に該当する時、その他、校長が生徒として、不適格と判断した者に対し除名する事が出来るものとする。
① 本規約に違反した時、又は違反したと判断した時
② 名誉と品格を著しく毀損した時

第七条<休学> 病気等特別な理由がある者は許可を得て休学できるものとする。

第八条<事故> 必ず各自、任意保険に加入する。
通学途中の怪我については自己責任とする。

第九条<連絡> 欠席・遅刻・早退等の連絡は必ず本人・保護者がする。

第十条<体験> 体験希望者は必ず保護者同伴で体験用紙に記入後、2回を限度に体験を行う事が出来る。

第十一条

<登校日数> 登校は週1回、週2回、週3回、週4回からなる。

第十二条 <学校出席扱い>

教育委員会・学校長との話し合いで決定致します。

第十三条

<付則> 規約は必要に応じ随時改正する事が出来るものとする。

入学される生徒（保護者含む）の全ては、以上の趣旨に賛同しているものとみなします。

※<運営母体>

株式会社 みんなの学校

代表取締役 小森 清敬

公式ホームページ・パンフレット 参加同意書

ホームページ・パンフレットには生徒の顔写真が掲載されます。必要以上に掲載は致しませんが、個人情報ですので抵抗がある方もいらっしゃると思います。そのような方は申し出て頂ければ掲載致しませんので遠慮なく申し出て下さい。

尚、その際、集合写真にも掲載することはできませんので、撮る場合はお子様だけ外れて頂く対応を取らせて頂きますのでご理解下さい。

参加同意書

ホームページ・パンフレットへの掲載を承諾致します。

- ① 生徒氏名
- ② 保護者氏名

入学申込書

- ① 生徒氏名
- ② 保護者氏名 ㊟
- ③ 緊急連絡先
- ④ 携帯番号
- ⑤ メールアドレス

* 欠席時連絡事項等、メールでご連絡下さい。